

秋田県告示第346号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、まさば及びびごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群B海域並びにまだら本州日本海北部系群に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年6月27日

秋田県知事 鈴木 健 大

1 まさば及びびごまさば対馬暖流系群

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
現行水準（目安となる数量を示して、隻数、操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うことをいう。以下同じ。）
- (2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県まさば及びびごまさば対馬暖流系群漁業	現行水準（目安数量487トン）

2 ずわいがに日本海系群B海域

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
27トン
- (2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県ずわいがに日本海系群B海域漁業	27トン

3 まだら本州日本海北部系群

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
試行水準
- (2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県まだら本州日本海北部系群漁業	試行水準